

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年7月11日（火） 午後5時50分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市稲吉南1丁目地内 市道8-0391号線
- 3 相手方 （住所） ██████████
（氏名） ██████████
- 4 事故の概要 相手方が運転する車両が市道を走行中、側溝破損部分と左前タイヤ側面が接触し、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 3,510円
 - (2) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。